

# 令和6年第1回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和6年1月5日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和6年1月17日
4. 出席農業委員 17名  
1番 佐藤 易廣    ~~2番 柳沼 正治~~    3番 八巻 長一    4番 寺島 武  
5番 渡邊 政幸    6番 菅野 照    7番 鈴木 政浩    8番 穴戸 洋一  
9番 阿部 忠幸    10番 浦山 公一    ~~11番 大槻 孝徳~~    12番 吉田 浩重  
13番 大橋 吉成    14番 千葉 利市    15番 長沢 壽幸    16番 佐藤 清光  
17番 渡邊 茂    18番 土屋 洋一郎    19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 23名  
20番 佐藤 輝弥    21番 佐々木 春男    22番 大武 有子    23番 後藤 喜美枝  
24番 橘 典雄    25番 八島 市蔵    26番 高橋 敏明    27番 菊池 和彦  
28番 齋藤 信夫    29番 佐藤 善一    30番 渡邊 みき子    31番 野田 源吉  
32番 舟山 健一    33番 引地 秀樹    ~~34番 八城 智広~~    35番 佐瀬 之人  
36番 小賀坂 伸夫    37番 秋葉 武    38番 大和田俊一郎    39番 三浦 秀勝  
40番 阿部 良夫    41番 津田 茂    42番 井上 林一    43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 1名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝  
主査 鈴木志津香、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 現況確認証明願いについて  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
議案第5号 あっせん申出について  
報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事  
議 長 只今から、令和6年第1回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。  
(午後2時30分宣告)  
只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員23名で定足数に達しております。  
よって令和6年第1回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。  
議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますの





ということになり、それならば、とブドウを作っていた畑を譲ることにし、話がまとまったようであります。●●さんはキウイなどを栽培したいとのことでした。問題ない案件だと思いますので、皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、41番、津田茂調査員、お願いいたします。

41番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1月12日に現地確認をし、譲渡人の●●●●さんとは訪問して話を伺い、譲受人の●●●●さんからは、13日に電話でお話を伺いました。譲渡人の●●さんは独り暮らしで、農業に従事した経験もなくこれから農業をやる予定もないとのことで、●●●●の●●さんに貸していたのですが、事情があり返されました。とにかく農地を手放したいと考えた●●さんは、近所の方に話をしたところ、川俣町●●●に住む●●さんに話がつながり、是非買いたい、との話をいただいたそうです。譲受人の●●さんは、専業農家で、昨年まで田んぼを40町歩耕作していたそうで、今年は10町歩伸ばして、50町歩を目指したいとのことでした。お互いの思いが一致し、とんとん拍子で話が進み売買に至ったとのであります。私がちょっと気がかりだったのは、●●●●から通作して管理ができるのかな、という点でしたが、「しっかり耕作し草刈りも行います」ということでしたので、何ら問題のない案件と判断したところです。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、28番、齋藤信夫調査員、お願いいたします。

28番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1月14日に、●●にある譲渡人の実家において、譲渡人、譲受人からお話を伺い、そのあと現地を確認してまいりました。譲渡人の●●●●さんは7年前に60アールほどの農地を相続しましたが、●●さんの生活拠点は仙台であり、農業はできないということで、田んぼは人に貸して、畑は実家に帰った時に管理しておりました。これらの農地を引き受けてくれる方を探していたところ、おぼ様の同級生の●●さんが引き受けてくれることとなり、話がまとまったようです。譲受人の●●さんは、現在の生産主体はモモとブドウであり、稲作も行う専業農家です。申請地ではキュウリと水稻を生産していくということでした。営農意欲と規模拡大の両面からみて、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、8番、宍戸洋一調査員、お願いいたします。

8 番委員 議案第 1 号の 5 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1 月 12 日に譲渡人の●●●●さんと、13 日に譲受人、●●●●さんの夫と直接お会いして話を伺いました。この農地は、防災道路を作ったときに残された、狭小な農地です。申請地は譲受人の家の裏の土地に隣接した農地ですので、譲受人の●●さんが草刈り等をして管理しておりました。●●さんは農家ではないので取得できないでございましたが、昨年、農地取得のための下限面積要件が緩和され、農地を取得できるようになったことから、譲渡人の●●さんが「無償で譲るからどうぞ」と話を持ち掛け、話がまとまったそうです。今後も今までどおり管理していくとのことで、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 6 番の案件について、23 番、後藤喜美枝調査員、お願いいたします。

23 番委員 議案第 1 号の 6 番の案件について、報告いたします。1 月 13 日に現地確認後、譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さんと、それぞれ自宅を訪問して話を伺いました。譲渡人の●●さん宅では、長男夫婦がイチゴ 50 アール、田 20 アール、●●さん夫婦がモモ 50 アールと分けて作業していたようですが、昨年、●●さんが体調を崩し、50 アールはできないと、舟山委員に相談したそうです。譲受人の●●さんは勤めているので、田んぼをやっていますが、お父さんが畑をやっているそうです。舟山委員から話があり、申請地が家のすぐ裏の畑なので買ってよいということになり、話がまとまったそうです。特に問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 7 番の案件について、1 番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1 番委員 議案第 1 号の 7 番の案件について、現地調査の結果報告をいたします。譲渡人の●●さんは、譲受人の●●さんのおじにあたります。これまでも申請地を●●さんが家庭菜園として利用しており、今回贈与することになったそうです。何ら問題なく、許可相当と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 1 号の 8 番の案件について、30 番、渡邊みき子調査員、お願いいたします。

30 番委員 議案第 1 号の 8 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は、現在耕作されておりませんでした。1 月 10 日、譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんから、電話でお話を伺いました。●●さんはジャクヤクを栽培しようとして購入した土地だったそうです。●●さんは隣接する田畑を耕作しており



員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第2号の1番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

18番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。1月16日午前10時、梁川総合支所集合で、渡邊茂委員、菊池和彦推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請地は、昭和30年ころより農家住宅敷地として利用してきたとのことでした。確認のため、隣に住む90代の方にも話を伺ったところ、戦前より農家住宅が建っていたとのことでした。農地法成立以前のこととなりますので、承認相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。1月16日午前10時半、霊山総合支所集合で、大橋委員、渡邊みき子推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請人によると、父の代で家を建築する際、畑を分断するように家屋進入路を作ったため、残地が狭小となり、そのうえ段差がついたため畑として利用できず、50年ほど庭のような利用をしてきたそうです。自分の代で土地を整理したいと考え、今回の申請に至ったそうです。承認をやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第2号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「現況確認証明願いについて」の2件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第2号「現況確認証明願いについて」の2件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定

となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 　ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。10 ページ、令和6年1月26日公告分の賃貸借18番の案件について、20番、佐藤輝弥調査員、お願いいたします。

20番委員 　議案第3号の賃貸借18番の案件について、報告をいたします。1月13日に、貸手の●●さんの息子さんと電話で、借受人の●●さんとは直接お会いしてお話を伺いました。貸手の●●さんは94歳と高齢で耕作は困難であり、息子さんは遠隔地に住んでいることから、申請地を別の方に貸しておりました。今回返還され、代わりに耕作してくれる方を探しておりましたところ、隣の川俣町で耕作しているグループにつながりました。借り手の●●さんは、2年ほど前に退職して耕作をはじめ、これから本格的に農業をはじめようとしていたところだそうです。農業機械も整っており、何ら問題のない案件です。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 　ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃貸借権設定に係る22件、使用貸借権設定に係る12件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議場 　「異議なし」の声。

議長 　「異議なし」と認め、所有権移転に係る3件、賃貸借権設定に係る22件、使用貸借権設定に係る12件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 　それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 　「異議なし」の声。

議長 　「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃貸借権設定に係る22件、使用貸借権設定に係る12件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議場 　（委員挙手全員）

議長 　賛成全員。よって、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る3件、賃貸借権設定に係る22件、使用貸借権設定に係る12件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 　次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 　（議案第4号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、昨年

4月の法改正により、従来の農用地利用配分計画から、農用地利用集積等促進計画に名称が改正されたものでございます。手続きとしては今までと変わりなく、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに促進計画を定め、県知事の認可を受けると促進計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和6年2月26日となっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これより審議に入ります議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第5号「あっせん申出について」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号、「あっせん申出について」の2件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第5号「あっせん申出について」の2件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番と2番の案件について、保原地区担当から31番、野田源吉推進委員と、32番、舟山健一推進委員をお願いすることにいたし

ます。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願ひます。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思ひますが、ご異議ござひませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第1回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。(午後3時18分閉会)

- |             |       |      |
|-------------|-------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第1号 | 許可決定 |
|             | 議案第2号 | 承認決定 |
|             | 議案第3号 | 承認決定 |
|             | 議案第4号 | 承認決定 |
|             | 議案第5号 | 承認決定 |

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

